

「学校いじめ防止基本方針」＜芦安小中学校＞

令和5年4月

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

（1）いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

（2）いじめは、どの児童生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

（3）いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

（4）いじめは、様々な態様がある。

（5）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

（6）いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

（7）いじめは、解消後も注視が必要である。

（8）いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

（9）いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

・「いじめ対策委員会」の構成員

学校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，他必要により関係者（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員，民生児童委員，警察等）

・「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止，早期発見，早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は，学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

また，認知されたいじめが「いじめ防止対策推進法 28 条」の「重大事態」に該当する，あるいは「重大事態」に該当することが懸念される事案については，校長は市教委と緊密に連携しつつ「実態把握委員会」を設け，実態の把握と指導方針・内容等を協議・決定する。

・「実態把握委員会」の構成員

校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，関係者（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員，民生児童委員，警察，PTA 役員，学校評議員，市教委指導監 等事案の内容に応じて）とする。「実態把握委員会」には学校職員の他に上記の「関係者」を含むことを原則とする。

・「実態把握委員会」の役割

重大ないじめの早期の実態把握，および対応の中心的役割を担う。

市教委と協議の上，事案が「重大事態」にあたるか否かを判断する。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は，自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，児童生徒が，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童生徒が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，トラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

家庭・地域への啓蒙を通じ，ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

4 早期発見の取り組み

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が児童生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童生徒たちの些細な言動などから，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう生徒をよく観察し、他の教職員とも情報交換をするなどアンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、児童生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

- ①アンケート調査
- ②学習ノート、生活ノート
- ③Q・Uの実施と考察
- ④個人面談（児童生徒対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室・図書室での様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 深刻ないじめの発見・通報を受けた時の対応

深刻ないじめが発生した場合、校長は市教委と連携しつつ「実態把握委員会」を設け、速やかに実態を把握する。当該のいじめが「重大事態」にあたるかどうかは「実態把握委員会」もしくは市教委が判断し、当該のいじめが「重大事態」と判断された場合は、学校は市教委からの指示に従って必要な対応を行う。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとはいじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

6 ネット上でのいじめへの対応

インターネット上のいじめは匿名性が高く、ひとつの行為がいじめの被害にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。

7 いじめ解消の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること（目安として3カ月間）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 調査を要する重大事態の例

- ① 生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ② 児童が自殺を企てた場合
- ③ 身体に重大な傷害を負った場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 精神性疾患を発症した場合
- ⑥ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ⑦ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

児童生徒と向き合う時間の確保

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に，年間の計画を確認し合うとともに，組織体制を整える。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会 議	いじめ 対策委員会	教育相 談機関			教員研修	いじめ 対策委員会
	事案発生時に緊急対応会議の開催					
防 止 対 策	学級づくり，人間関係づくり					
	保護者会等 で啓発			学級懇談 個別懇談		
早 期 発 見	Q・U の実施と結果の考察		いじめ アンケート	学校評価	教育相談機関	

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会 議			いじめ 対策委員会			いじめ 対策委員会
	事案発生時に緊急対応会議の開催					
防 止 対 策	学級づくり，人間関係づくり					
	人権教室		ネット 防犯教室		学級懇談	
早 期 発 見	Q・U の実施と結果の考察		個別懇談	学校評価		
		いじめ アンケート			教育相談機関	